

(様式2)

公 示 送 達 書

令和8年10月28日

下記の者へ送達すべき書類を、博多区役所保健福祉センター福祉・介護保険課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

福岡市博多区長 中村 卓也



送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

送達すべき書類を特定するために必要な情報

博 福 介 第 420 号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。